

熊本学園大学専門職大学院会計専門職研究科授業科目履修規程

(目的)

第1条 この規程は、熊本学園大学専門職大学院学則第12条に基づき、会計専門職研究科アカウンティング専攻（以下「本研究科」という。）学生の授業科目の履修に関し、必要な事項を定める。

(授業科目)

第2条 本研究科の授業科目は、入門科目と、財務会計分野、管理会計分野、監査分野、企業法分野、租税法分野、経済・経営分野、統計・IT分野、実践分野、論文指導に分ける。

2 各分野を基礎科目、発展科目及び応用・実践科目に分ける。

3 授業科目の名称、単位数、必修・選択の別、配当年次については、別表に掲げるとおりとする。

4 入門科目は、本研究科において最低限度必要となる知識の修得を目的とする。

5 入門科目については、入学後に実施する到達度テストの成績等をもとに、履修の指導を行う。

(修了及び履修方法)

第3条 修了に必要な単位は、次の各号に掲げる単位を含め50単位以上とする。

(1) 必修科目 20単位

(2) 選択必修 6単位

(3) 選択科目 24単位以上

2 前項の単位数には、財務会計分野10単位、管理会計分野6単位、監査分野6単位、企業法分野4単位、租税法分野6単位、実践分野4単位を含めなければならない。

3 実践分野4単位は、同じ分野の演習Ⅰ、演習Ⅱを選択するものとする。

(学位論文)

第4条 「論文指導」を履修して学位論文を提出しようとする者は、1編4部（正本1部、副本3部）作成し、指導教員を経て、研究科長に提出するものとする。

(履修制限)

第5条 1年間に履修できる単位数の上限は、36単位とする。

(応用・実践科目の履修要件)

第6条 基礎科目及び発展科目について、16単位以上の修得がない場合、応用・実践科目の履修を認めない。

(他大学院における授業科目の履修等)

第7条 本研究科の学生は、他大学院において授業科目を履修することができる。これにより修得した単位は、24単位を上限として、本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる（専門職大学院学則第14条の2参照）。

(入学前の既修得単位等の認定)

第8条 本研究科に在学する学生が、入学前に本学または他大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、教育上有益と認めるときは、24単位を限度として、本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすこと

ができる。外国の大学院において修得した単位についても同様とする（専門職大学院学則第 14 条の 3 参照）。

（修得単位等の認定）

第 9 条 本研究科の学生が、第 7 条及び第 8 条の規定により修得した科目・単位については、24 単位を限度として本研究科における授業科目を修得したものとみなすことができる（専門職大学院学則第 14 条の 4 参照）。

（履修登録）

第 10 条 学生は、年度初めに、履修しようとする授業科目を選択し、指定期間内に履修届を提出しなければならない。

（履修方法）

第 11 条 授業科目の履修は、第 2 条第 3 項別表の配当年次にしたがって履修しなければならない。

2 1 年次及び 2 年次においては、各年次配当の授業科目を履修する。ただし、専門職大学院学則第 8 条第 2 項の適用を受ける者については、この限りでない。

3 2 年次以降においては、未修得の下学年次配当の授業科目があれば、修了要件との係わりを考慮し、それらの授業科目を優先して履修する。

（長期履修生）

第 11 条の 2 長期履修を許可された者（以下、「長期履修生」という。）が、第 3 条に定める要件を満たした場合でも、長期履修として認められた期間に達していない場合は、修了することができない。

2 長期履修生が、長期履修として認められた期間に履修できる単位数の上限は 72 単位までとし、これを超えて履修することはできない。

3 長期履修生の論文指導の履修については、別表の配当年次に関わらず、2 年次または 3 年次で履修するものとする。

（規程の改廃）

第 12 条 この規程の改廃は、会計専門職研究科委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2 この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

3 この改正規程の施行に当たり、現に 2 年次以上に在学中の者については、なお従前の例による。

4 この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

5 この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

6 この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

7 この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

8 この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

9 この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

10 この改正規程の施行に当たり、現に 2 年次以上に在学中の者については、第 2 条及び第 3 条の規定の適用は、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

科目区分		授業科目の名称	配当年次	単位数		
				必修	選択必修	選択
入門科目		会計リテラシー	1・2	1		
		アカデミック・ライティング	1・2	1		
財務会計分野	基礎科目	基本簿記	1・2	2		
		上級簿記	1・2			2
		基本財務会計	1・2	2		
		上級財務会計	1・2			2
	発展科目	国際財務報告基準	1・2		2	
		国際会計	1・2		2	
		会計制度	1・2			2
		非営利法人会計	1・2			2
		公会計	1・2			2
		中小会社会計	1・2			2
		会計基準	1・2			2
		連結会計	1・2			2
	応用・実践科目	非営利・公会計実務指導	2			2
管理会計分野	基礎科目	基本原価計算	1・2	2		
		上級原価計算	1・2			2
		基本管理会計	1・2	2		
		上級管理会計	1・2			2
	発展科目	意思決定会計	1・2			2
		財務分析	1・2			2
		企業評価	1・2			2
監査分野	基礎科目	会計監査	1・2	2		
		監査基準	1・2			2
		会計職業倫理	1・2	2		
	発展科目	監査制度	1・2			2
		監査実務	1・2			2
		公監査	1・2			2
		内部統制・内部監査	1・2			2
企業法分野	基礎科目	企業法基礎	1・2	2		
		企業法応用	1・2	2		
	発展科目	民法（入門）	1・2			2
		民法（発展）	1・2			2
	応用・実践科目	コーポレート・ガバナンス	2			2
租税法分野	基礎科目	租税法原理	1・2	2		
		法人税法Ⅰ	1・2			2
	発展科目	法人税法Ⅱ	1・2			2
		所得税法Ⅰ	1・2			2
		所得税法Ⅱ	1・2			2
		消費税法	1・2			2
		相続税法	1・2			2
		租税手続法・争訟法	1・2			2
		租税法事例研究	1・2			2
	応用・実践科目	国際税務	2			2

科目区分		授業科目の名称	配当年次	単位数		
				必修	選択必修	選択
経済・経営分野	基礎科目	ミクロ経済学	1・2			2
		マクロ経済学	1・2			2
	発展科目	経営管理	1・2			2
		コーポレート・ファイナンス	1・2			2
		ビジネスコミュニケーション	1・2			2
	応用・実践科目	経営コンサルティング	2			2
統計・IT分野	基礎科目	ビジネス統計	1・2			2
	発展科目	ICT と会計・税務	1・2			2
	応用・実践科目	情報セキュリティ	2			2
実践分野	実践科目	財務会計演習Ⅰ	2		2	
		財務会計演習Ⅱ	2		2	
		管理会計演習Ⅰ	2		2	
		管理会計演習Ⅱ	2		2	
		監査演習Ⅰ	2		2	
		監査演習Ⅱ	2		2	
		租税法演習Ⅰ	2		2	
		租税法演習Ⅱ	2		2	
論文指導	応用・実践科目	論文指導Ⅰ	2			2
		論文指導Ⅱ	2			4